**平成２２年（フ）第２２０２号**
札幌市清田区平岡１条６丁目１番20―511号
債務者　北畠　英子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２２２１号**
札幌市北区屯田７条10丁目３番30号　コーポハイブリッヂA101号
債務者　三田村晴美（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２２６２号**
札幌市豊平区美園５条６丁目３番13号　ＮＳビル202号
債務者　足立　和也
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２２９２号**
札幌市豊平区福住２条７丁目３番３―306号
債務者　長谷川雅子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２２９３号**
札幌市豊平区福住２条７丁目３番３―306号
債務者　長谷川雅廣
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２３５号**
群馬県藤岡市藤岡1698番地
債務者　福島　直人
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２２年（フ）第３１９号**
群馬県太田市東新町368番地１　リッチモンド101号、申立時の住所埼玉県深谷市東方町４丁目30番地４
債務者　桶田　光弘
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２２年（フ）第３３４号**
埼玉県熊谷市大原１丁目１番19号　日永コーポ202
債務者　吉野　秀昭
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２２年（フ）第３８２号**
新潟市江南区亀田緑町３丁目２番35号　増栄ハイツ201号、前住所新潟市東区東明６丁目814番地４　ラヴィアンローズ102号
債務者　鈴木　　光
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３８８号**
新潟市西区小新西２丁目19番31号　川口第一ビル201号、前住所新潟市西蒲区升潟769番地２
債務者　古田　賢司
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１０８号**
京都市右京区京北井崎町小谷４番地
債務者　伊藤　　弘
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第８４７号**
京都市左京区吉田下阿達町45番地３
債務者　川中　　真
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第９６９号**
京都府京田辺市草内鐘鉦割42番地１　１―302
債務者　村田石材こと　春田　健二
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第９７０号**
京都府京田辺市草内鐘鉦割42番地１―１―302
債務者　春田　春代
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１０４５号**
京都府宇治市大久保町平盛31番地の１　府営西大久保団地36棟101号、申立時の住所京都府宇治市木幡北山畑19番地の67
債務者　ＪＴ建築企画ことＪＵＮ　ＴＯＴＡＬ　ＤＥＳＩＧＮこと　坪井　　潤
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１０６５号**
京都市下京区梅小路東町１番地
債務者　清井　一実
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１０９号**
京都市西京区上桂前田町50番地１　桂グランドハイツ304
債務者　大橋　弘子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係